

令和 5 年度事業計画書

はじめに

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に変更となります。令和2年からのコロナ禍の約3年間で、当法人におきましても、様々な事業に影響を及ぼしました。今後はコロナ対策の基準も緩和される見込みとなっておりますが、当法人では、高齢者を対象とした介護保険事業が全事業の大半を占めているため、アフターコロナの時代となっても引き続き感染症対策に取り組み、お客様が安心・安全に施設を利用していただけるような環境整備に努めてまいります。また、コロナ禍で中止していたボランティアの受入れや、保育園との交流会等の地域交流についても、徐々に再開します。

令和5年度は第二次経営改革計画の3年目であり、最終年度となります。2年間の取り組みを振り返り、計画の総仕上げの年となります。これまでの成果と未達成の項目を整理し、法人全体で計画の達成に向けて取り組みます。

北新宿特別養護老人ホームでは、空床解消に向けて入所調整に係る体制を充実させるとともに、退所予定者の把握や待機者家族への声掛け、関係機関との調整に努め、入所予定者の早期確保に取り組みます。また、入居者の重度化により利用頻度が減少していた大浴場を改修し、特殊浴槽を設置します。2階の特殊浴槽とあわせて入浴設備が充実し、入浴体制の強化により、お客様へのサービス向上につながるものと考えております。

高齢者在宅サービスセンターにおいては、介護人材の定着と育成が大きな課題となっています。新任職員や中堅職員に対する法人研修や、従前は所長、主任等が行っていた業務の一部を職員に担ってもらうなど、次世代を担う人材の育成に取り組みます。また、中落合高齢者在宅サービスセンターでは、令和2年度より土曜日を休業日としておりましたが、職員体制強化により土曜日の営業を再開し、併設の地域交流スペースと連携することによって、さらなるサービスの向上を目指します。

居宅介護支援事業は、運営上必置である主任介護支援専門員の確保が困難であることと、併設のデイサービス事業の稼働率への影響がないことにより、令和4年度に休止していた若葉高齢者在宅サービスセンター居宅介護支援事業所を廃止し、百人町高齢者在宅サービスセンター居宅介護支援事業所1所体制で運営します。併せて、主任介護支援専門員の育成に力を入れます。

第二次経営改革計画の遂行とあわせ、第三次経営改革計画の策定にも着手します。第二次経営改革計画の成果、反省点を踏まえ、さらに新宿区所管課の助言をいただきながら、計画づくりを進めてまいります。

また、令和5年度は、令和6年度に控えている介護報酬改定に向けて、準備を進めます。社会保障審議会の介護給付費分科会で議論されている内容について、動向を注視し、スピード感を持って対応していきます。

引き続き厳しい経営環境が続いておりますが、危機感を持って計画に取り組み、経営理念である「安らぎとこころ豊かな暮らし」の実現を目指し、新宿区とともに地域福祉の担い手として邁進してまいります。

本部事業計画

1 基本方針

令和5年度は、第二次経営改革計画（令和3年度～令和5年度）の最終年度として、令和4年度までの2年間に実施した各事業における取り組み、施策推進の進捗状況を総括し、計画達成に向けて取り組みを進めていく。

計画遂行に当たっては、進捗状況を四半期ごとに各事業所から報告させ、本部において一括して進行管理するとともに、その内容は事業団内で情報共有し、事業所間連携を強化する。

また、令和6年度を初年度とした第三次経営改革計画の策定に取り組む。

令和6年度の介護報酬改定に向けては、国や東京都からの情報収集に注力し、外部研修等に参加することで理解を深め、準備を進める。

2 運営方針

(1) 情報の公開・発信

法人運営の透明性を確保するため、ホームページを活用し、定款、役員報酬基準、事業概要、財務諸表等を公表する。

また、利用者獲得や職員応募に結び付けるため、事業団が実施する事業内容、スタッフブログ、採用情報ページ等について工夫をこらし、効果的な情報発信に努める。

(2) 法令遵守、内部統制の強化

関係法令や都、区からの指導等に従い、事業団の組織及び規程等の適正化を図り、法令遵守（コンプライアンス）の経営を徹底する。

令和3年度の介護保険法改正による事業継続計画の策定等、令和6年3月までに整備すべき項目については、現在取組んでいるところであるが、令和5年6月の完成を目指す。

法的な対応、財務会計、労務管理等専門的な知識を要する業務について、必要な指導、助言を受け、業務の効率化及びコンプライアンスの強化、並びに職員が安心して働く環境整備を目的として、弁護士、税理士、社会保険労務士との顧問契約を継続する。

また、各業務のマニュアル化を進め、事務局職員それぞれの業務分担を見直すことにより業務の属人化を防ぐとともに、内部管理体制の強化を進める。

(3) 指定管理業務の適正な執行

事業団が新宿区から指定を受ける指定管理業務について、基本協定、年度協定等を踏まえ、新宿区所管課と連絡・調整のうえ、指定管理業務の適正な執行に努める。

(4) 人材の確保・定着、育成等

求人受付 NAVI、キャリタス UCなどの媒体を利用した新卒採用に取組み、将来の事業団を担う、意欲ある人材の確保に努める。

また、介護記録システムやタブレット等のICT機器の活用を進め、記録類の簡略化と効率化により職員の業務負担を軽減し、職員定着率向上を目指すとともに、労働生産性向上のため、東京都のデジタル機器導入促進支援事業補助金等の活用を見込んだインカムの整備など、さらなるICT機器の導入を検討する。

人材育成については、研修基本計画に基づき令和5年度研修実施計画を作成し、本部研修の充実を図る。令和5年度はメンタルヘルスセミナー等の一般研修のほか、管理職・指導職の体制強化のための研修を引き続き実施するとともに、新任職員のフォローアップ研修や中堅職員向けの研修を実施するなど、職層ごとの研修に力を入れる。

さらに、子育て・介護等と仕事が両立できる職場環境の整備につながる取組みを推進する。

(5) 福祉サービス第三者評価事業の実施

各施設における福祉サービスの第三者評価事業については、かしわヴィレッジは毎年、他の施設は3年に1回実施する。

令和5年度は、かしわヴィレッジを対象に実施する。

(6) 苦情解決の取組み

福祉サービスにかかる利用者からの苦情を適切に解決するため、苦情解決制度の適正な運営を図るとともに、令和4年度に受けた主な苦情・意見等について第三者委員への報告会を実施し、第三者委員より対応についてのご意見、ご指導をいただく。

また、日常業務における苦情については、必要に応じて顧問弁護士と連携し、早期の解決に向けて取り組む。

(7) ハラスメント対策

ハラスメント防止規程に基づき、研修を実施する等、カスハラ、パワハラ、セクハラ等すべてのハラスメントの防止に取り組む。

(8) 地域における公益的な取組み

食品ロス削減及び子育て世帯支援のための取組みであるフードパントリー等、新宿区内社会福祉法人連絡会が主催する各種事業に協力する。

また、事業団の人的資源、設備等の資源を活用し、事業団独自の地域における公益的な取組みについて検討し、実施する。

3 本部業務

事業団経営に関する事務はもとより、施設の経営・経理・人事・給与などの事務を行うとともに、各施設間の連絡調整を行い、円滑かつ効率的な事業団運営を推進する。

主な業務は、次のとおりである。

- (1) 理事会・評議員会の開催及び運営に関すること
- (2) 経営会議・施設長会の開催及び運営に関すること

- (3) 予算・決算・経理に関すること
- (4) 職員の人事・給与に関すること
- (5) 職員の研修・福利厚生に関すること
- (6) 介護保険制度に関わる各種申請・手続きに関すること
- (7) 利用者負担金の振替事務に関すること
- (8) 災害対策の総括及び調整等に関すること
- (9) 経営改革に関すること
- (10) その他庶務事務等に関すること

北新宿特別養護老人ホーム事業計画

1 基本方針

第二次経営改革計画の最終年度であるが、これまで稼働率の目標を達成できていなかったため、今年度は特別養護老人ホーム及び短期入所の稼働率を向上させ、安定的な収益の確保を目指す。

また、「安らぎと心豊かな暮らし」を利用者一人一人が実感できるような施設運営を行うため、「その人らしく生き活きと暮らせるサービス」を目指し、施設運営方針に基づき「利用者の能力に応じた日常生活の介護」、「利用者の意思と人格を尊重したサービス提供」、「地域や家庭との結びつきを重視した運営」を行う。

2 今年度の課題

(1) 稼働率の向上

利用者へのサービスの質を高め、職員の待遇を確保し、施設を持続的に運営していくためには、稼働率の向上が求められる。

ア 特養養護老人ホーム

入所調整に係る体制を充実させるとともに、退所予定者を的確に把握し、待機者家族への声掛け、調査、判定、施設・ケアマネジャーとの調整など入所までに要する時間を考慮し、入所予定者を早期に確保し、空床が生じないようにする。

イ 短期入所

区内外の居宅介護支援事業所やデイサービスセンター等に周知活動を積極的に行うなど稼働率の向上を図る。

ウ 目標稼働率・収入額

(特養) 95.0%

(短期) 95.0%

(特養・短期平均) 95.0%

(特養・短期介護保険事業収入) 406, 212千円

(2) 新型コロナウィルス感染症等の感染予防

ア 感染症法上の位置付けが「5類」に移行されることも踏まえ、職員一人一人が感染しうる自覚を強く持ち、手洗い、うがい、マスク着用の徹底や三密の回避、施設内の消毒活動等を日常的に行い、感染の発症や拡大を予防する。

イ 地域における感染の蔓延状況に応じた、感染予防対策の強化（入所、面会制限を含む）を行う。

ウ 感染症予防研修などへの職員の参加を促進し、意識と資質の向上を図る。

(3) 3階浴室の改修等への対応

令和5年度は、3階大浴槽の改修及び特殊浴槽の設置、防犯カメラ及び関係機器の更新、防火シャッター改修工事、電話交換機更新工事を区が予定している。工事期間においては、利用者の安全を第一に考えるとともに、日常生活への影響を最小限に抑えるよう調整を行う。

(4) 令和3年度介護報酬改定への対応

以下の事項について、経過措置期間が終了する今年度末までに着実に実施する。

- ア 事業継続計画の研修、机上訓練等の実施
- イ 高齢者虐待防止の推進体制の整備(担当者の配置、指針の策定、研修の実施)

3 事業規模

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

入所定員：86名

4 事業内容

(1) 生活援助

食事、入浴、排せつ、口腔ケア、シーティングへの支援を通じて、「その人らしい生活」を実現できるよう生活の援助を行う。

(2) 行事・クラブ活動等

① お花見、七夕、夏祭り、敬老会、クリスマス、お正月、節分等の季節行事、誕生会、生花クラブ等の行事のほか、「バスハイク」や「散歩」などの外出行事等を地域の感染状況を踏まえた上で、ボランティアなど外部団体の協力を得て実施する。

② 利用者の生活のうるおいやメリハリにつながる「ミニレク」を隨時行う。

(3) 医療・看護業務

① 日常の健康管理と維持、心身の安定

ア 嘴託医師や協力医療機関との連携のもと、利用者一人ひとりの状態の変化を把握・記録し、職種間で共有する。

イ 食事、排泄、睡眠等の状況を把握し、個別支援を行う。

ウ 健康生活相談を実施し、生活意欲を高め心身の安定が図れるよう支援する。

② 疾病の早期発見・治療等

嘱託医師、多職種の協力の下、疾病の早期発見、慢性疾患の悪化予防を行うとともに協力病院と連携し、利用者の通院・入院に対応する。

③ 服薬管理

看護師が管理し、他職種にその情報を的確に伝える。

④ 短期利用者の健康管理

初回の利用者については、事前に健康状態等の確認を行うとともに、利用者の

家族、医療、福祉の各機関との連携を図りながら、適切な健康管理を行う。

⑤ 協力医療機関

聖母病院 ・ 大久保病院 ・ 春山記念病院

(4) 機能訓練の業務

利用者の心身状況に応じて、日常生活を営むために必要な動作や機能を改善し、又はその減退を予防し、快適な生活が送れるよう機能訓練を実施する。

- ① 機能訓練指導員が中心となり、利用者情報を多職種で共有し、個々の身体状況の評価とこれに基づいた個別プログラムにより、個別の機能訓練を実施する。
- ② 廃用性障害の予防、残存機能の維持、向上を図る。
- ③ 利用者それぞれに適した自立訓練により QOL 及び ADL の維持・向上を図る。
- ④ 「口腔体操」を実施し、摂食・嚥下機能の低下を予防し、脳の活動性を高める。

(5) 栄養・調理の業務

- ① 一般食（常食）・一口大・刻み・ソフトの4段階に食形態を分類し、入所者の摂食・嚥下機能に適した食事を提供する。
栄養士、歯科医師、歯科衛生士、看護師、介護員等多職種の連携により、個別の摂食・嚥下機能の観察、評価を行い、経口摂取の維持、向上に努める。
- ② 食中毒予防のため、食材、調理に細心の注意を払い安全かつ衛生的な食事を提供する。
- ③ 誕生日御膳、お正月、節分、ひなまつり、クリスマス等の季節の行事食や夏祭り、敬老会等のイベント食を実施し、利用者の食事への満足感を促す。
- ④ 栄養ケア・マネジメントによる個別栄養管理
 - ア 多職種協働により個別の栄養ケア計画を作成し、利用者ごとに栄養管理を行う。
 - イ 低栄養、褥そう等の予防や改善に努めるほか、認知症の進行や終末期を迎えて食事摂取が困難な利用者の食べることを支援する。
 - ウ 医師の食事箋に基づき、糖尿病、心臓疾患等の療養食を提供する。
 - エ 経管栄養の入所者には、医師の指示及び体重測定等により適切な経腸栄養剤及び適正な栄養量を提供する。

5 年間運営計画

(1) 委員会活動等（短期入所含む。）

施設の業務を円滑かつ適切に執行するため、各種委員会を開催し、職員の意識改革、介護サービスの質の向上、情報の共有を図る。

なお、以下の委員会活動のほか、今年度より虐待防止に係る委員会を開催する。

会議・委員会	開催日	活動内容
部署連絡会	毎月第3水	施設全体で取り組むべき各部署共通の課題の対策検討
ケアカンファレンス（サービス担当者会議）	毎月第2水 第3水 随時	施設ケアマネ、介護、看護、栄養、機能訓練、相談等が協議し、利用者一人ひとりを中心に置き、まとめあげた総合的な「施設サービス計画」を定期的に評価し、見直す。
リスクマネジメント委員会	毎月第2土	事故防止、再発防止策の検討、事故報告書・ヒヤリハット報告書の管理等
食事・口腔ケア委員会	毎月第4月	栄養ケア・マネジメント及び口腔ケアに関わる事項の検討、個別食事形態の検討、経口摂取維持のための検討等
ショートステイ委員会	毎月第3木	サービス向上、環境整備、個別モニタリング、衣類整理、各部署との調整等
身体拘束適正化委員会	毎月第2土	緊急止むを得ず身体拘束を行う場合の検討を行い、身体拘束等の適正化を図る。身体拘束経過記録等書類の整備、職員研修の実施等
喀痰吸引等安全委員会	毎月第2土	介護職員の喀痰吸引業務の実施状況を把握し、事故防止や衛生管理を徹底するための方策を検討
サービス向上検討委員会	毎月最終土	排泄、入浴、施設の環境整備、接遇など入所者に対するサービス向上につながる取組を検討
看取り介護委員会	毎月第3水	看取り介護の振りかえり、対応方針の決定、職員研修の実施等
褥瘡予防委員会	毎月第2水	入所者の皮膚状態の把握（リスク管理）。予防対応の検討。褥瘡になられた方の経過報告、評価を行う。
感染症対策委員会	随時	新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症対策の指針を整備し協議・実行する。職員研修の実施
入所判定委員会	随時	入所希望者について入所の可否を判定するとともに、介護、看護、栄養、機能訓練、相談等が協議し入所後の対応等を検討する。
衛生委員会	毎月第2水	労働安全衛生法に基づき、職員の労働安全及び衛生に関する事項を協議 職場環境の分析・対策、過重労働対策、メンタルヘルス等
防災委員会	毎月第2水	消防計画作成、消防訓練、事業継続訓練、福祉避難所設置対応訓練の定期的実施。防災備品・非常食備蓄・地震等大規模災害を想定した対応の検討
給食委員会	概ね隔月	委託業者との連携を強化し、給食の提供方法や内容について、現場実態を踏まえて検討する。
研修企画委員会	概ね隔月	特養内における研修の企画や実施等

(2) 入所者懇談会

- ① 利用者と職員の話し合いの場を設け、利用者一人ひとりの意見や要望を聞き、施設での暮らしがより快適になるようにしていく。
- ② 心身の状態により、意見を述べることが難しい利用者の声なき声に耳を傾け、たえずその方の最善を軸に、快適な生活ができるよう支援する。

(3) 家族連絡会及び家族面談

① 家族連絡会

より良い生活支援を行うために施設と家族の意見交換の場として実施する。

② 家族面談

ケアプランの説明を行うほか、利用者と共に支えていくパートナーとして家族の要望や意見を十分に聴き、関係づくりを行う。

相談は、介護支援専門員及び生活相談員を中心に、いつでも受け、信頼関係を構築する。

③ その他

ア 利用者と家族との交流の場として、施設行事への積極的な参加を呼びかける。

イ 日頃から家族が訪問しやすい雰囲気づくりを行い、家族が訪問した際には職種を問わず職員から声かけをし、積極的にコミュニケーションを図る。

(4) 実習生の受け入れ

介護関連の実習施設として、養成校の実習生を積極的に受け入れる。

(5) ボランティア受け入れ

① 新宿区社会福祉協議会との連携を図り、幅広くボランティアを受け入れ、入所者の日常生活の活性化を図る。

② 柏木地区1・3町会から日赤奉仕団活動として月1回入浴のサポートの奉仕活動をしていただいている。今後も、地域の施設として認知していただくとともに、苑を支えるネットワークの充実につなげていく。

③ 楽器の演奏など専門的な手法を持ったボランティアの支援によって利用者が楽しめる機会を提供する。

(6) 地域交流

① 地元の「北新宿公園盆踊り」への参加など、利用者が地域社会の一員としての関係を築いていく機会を持つ。

② 地元の淀橋第四幼稚園園児との世代間交流を継続実施する。

③ 新宿区が実施する障害者就労支援施設の緑化事業に協力し、障害者施設・団体との交流を図る。

④ 新宿区勤労者・仕事支援センターが実施する若年者就労支援事業に協力し、若年者インターフィッシュの受け入れを行う。

6 短期入所生活介護事業

(1) 事業規模

ショートステイ（介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護）

利用定員：4名

(2) 事業内容

利用者の心身の状況等に応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営めるよう、適切な短期入所生活介護サービスを提供するとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行うことにより常にサービスを受ける方の立場に立った介護事業を実施する。

家族や、ケアマネジャーを含めた関係者と協力して情報を共有し、個別サービス計画を作成し、介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理、その他介護保険法令の定める必要な援助を行う。それらにより利用者の心身の機能維持、及び家族の身体的精神的負担の軽減を図る。

(3) 重点項目

- ① 居宅介護支援事業所や他施設との連携強化により新規利用者を増やし、稼働率向上に努める。
- ② 送迎範囲を拡大するなど利用しやすいサービスの提供に努める。
- ③ 在宅での暮らしと、かしわ苑での生活との環境の違いを踏まえ、快適に利用してもらえるよう誠意を持って対応する。
- ④ 利用者となじみの関係を築き、引き続き利用してもらえるよう、安心して入所し、退所時にはまた来なくなるような気持ちで帰つてもらえるよう支援する。
- ⑤ 利用終了時には、家族に健康状態を始めとした利用中の様子を伝え、よりよい在宅生活に繋がるよう情報を提供する。
- ⑥ 毎月の利用について、利用者別にモニタリングを行い、課題を抽出してよりよいサービスが提供できるよう、「ショートステイ委員会」にて検討していく。

7 人材育成及び研修

介護・看護人材の確保が困難な現状のなか、職員の離職を防ぎ、また、新たに入職する職員を確保していくためには、働きやすい職場づくりはもとより、専門性を高め、スキルアップできる魅力ある施設となることが重要である。

そのため、介護職員の喀痰吸引研修やエンゼルケア研修、東京都が実施する認知症ケアに関する研修などを活用し、専門性の高い職員の育成に努める。

また、他施設の状況を知り、職員と交流することで、視野をひろげ、かしわ苑のサービスの質の向上につながる外部研修についても積極的に受講を進めていく。

また、利用者の尊厳を保持するための接遇や虐待防止研修、職員相互が協力しあい気持ちよく働ける環境づくりに資するビジネスマナー研修への参加も促進する。

8 個人情報の保護

個人情報保護規程や関係法令を遵守し、利用者等の個人情報保護を徹底するとともに、プライバシーに配慮したサービス提供に努める。

9 高齢者の尊厳の保持・人格の尊重

高齢者虐待は人権侵害という認識のもと、高齢者の尊厳の保持・人格を尊重したサービス提供に努める。

高齢者在宅サービスセンター事業計画

I 事業実施施設

- 1 北新宿高齢者在宅サービスセンター
- 2 若葉高齢者在宅サービスセンター
- 3 中落合高齢者在宅サービスセンター
- 4 百人町高齢者在宅サービスセンター
- 5 細工町高齢者在宅サービスセンター

II 施設別基本方針・課題

各所共通の課題

(1) 地域で信頼される施設作り

家族や地域のケアマネジャー等の関係機関との信頼関係をより一層深めるために、相談員だけでなく、介護員を含めた職員一人一人が積極的に情報発信や意見交換に関わる体制作りに取り組んでいく。

(2) 収支状況の改善と法令遵守

日々の支出面での点検はもちろん、加算算定にも積極的に取り組み、収支状況の改善に取り組んでいく。制度改正や加算算定の際には、事務局とも連携、確認し、法令に沿った事業運営に努めていく。

(3) 人材育成

法人内の研修だけでなく東社協やケアカレッジの研修等を活用することで職員の専門性を高め、組織全体のレベルアップを図っていく。昨年に続き、通所介護連絡会にて介護職員向けの研修会を企画、開催することで施設間の連携にもつなげていく。

(4) 感染症予防の継続

常に最新の情報や感染状況に留意し、刻々と変化する状況に臨機応変に対応できるよう各所で情報交換しながら、最善の予防策を継続して講じていくことで、利用者が安心して利用でき、職員も安心して働くことのできる環境作りに努めていく。

1 北新宿高齢者在宅サービスセンター

(1) 基本方針

「おひとりおひとりのペースを尊重し、安心でこちよい時間と空間の提供をいたします」をモットーに、利用者の個々の特徴を踏まえ、プログラム等の提供により心身機能の維持、向上を図るとともに、社会交流の場として、居心地がよく『なじみの関係』を作れるようサポートしていく。

(2) 今年度の課題

① 関係機関との連携強化

相談員を中心に家族やケアマネジャー等の対外的な面において、連絡調整、情報共有を適宜行い連携の強化を図る。また、面接や担当者会議等に介護員を同行することで、直接

要望等を聞く機会を作り、より親身ある介護につなげていく。

② 地域との交流再開

以前行っていた近隣の保育園との交流会や町会やボランティアとのつながりを、リモートなどを取り入れながら徐々に再開し、利用者の意欲向上や活性化を図る。

③ 情報の発信による集客

プログラムや行事、食事内容などをブログ等で発信することで、施設のPRを積極的に行い集客に努めていく。また、職員一人一人が情報発信を意識することで、信頼され選ばれる施設を目指していく。

2 若葉高齢者在宅サービスセンター

(1) 基本方針

「明るく」「楽しく」「心地よく」を基本理念として、利用者が住み慣れた地域で「その人らしく生き活きとした生活」ができるよう、利用者の社会的孤立感の解消及び家族の介護負担の軽減を図るとともに、必要な日常生活上の介助及び機能訓練、その他必要な援助を行う。またセンター事業の実施に当たっては、新宿区、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(2) 今年度の課題

① 収益の確保、改善

収益を確保し職員の安定した雇用と、生活を守る。利用者や家族からのニーズに対し的確な対応を行い、収益の改善に努める。

② 利用者満足度の向上

利用者満足度の向上を常に意識し、利用者、家族との連携を図る。

i 医療的ニーズに対応できる体制の構築

看護師が配置されているメリットを活かし、医療依存度の高い利用者の受け入れや健康に不安を持つ利用者に対する相談援助を行っていく。地域の福祉を担うことへの使命感を職員全体で共有する。

ii 入浴稼働率の向上

利用者、家族からの入浴への期待に対応できる体制の構築を進める。

③ 居宅介護支援事業所との連携

居宅介護支援事業所との情報交換等により、信頼関係を築き、新規利用者獲得を目指す。

3 中落合高齢者在宅サービスセンター

(1) 基本方針

「こころ」と「からだ」を元気に!! を、モットーに、利用者にとって通うことで元気になり、住みなれた地域において、少しでも長く暮らしていけるよう、心身機能及び生活機能の維持・向上を支援していく。

『笑顔満開なかおちあい』を日々の目標として掲げ、利用者も職員も自然と笑顔で元気になるようなセンターづくりを目指す。

(2) 今年度の課題

① 利用者一人一人特性に合わせたサービスの提供

日々の利用者記録をわかりやすくケアの根拠となるように記載しながら、計画の見直し作成時には科学的介護推進評価（LIFE）のフィードバックも併せ、目的を持った計画を立て実施する。

② 介護予防や地域への取組

「なかおちあい体操俱楽部」「1分あったら早口言葉」の配架や、デイサービスでの自立支援の取り組みなど情報を地域へ発信することで、地域の方々の健康啓発や介護予防に寄与する。

③ 職員の安全、健康確保の取組み

法人単位で実施する健康診断やメンタルヘルスなどと併せ、職場におけるムリ・ムダ・ムラを見直し合理化することで、残業時間を減らし、計画的な有給休暇取得を進めることで、職員のリフレッシュする時間を作り安全や健康確保を行う。

4 百人町高齢者在宅サービスセンター

※新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンターを指定管理者として管理運営している。

(1) 基本方針

「身体機能の維持・向上」「社会交流の促進」「日常生活活動への支援」により、家族の介護負担の軽減や引きこもりがちな高齢者の社会的孤立感の解消に努め、重度の要介護者や認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを支えるサービスを提供する。

(2) 今年度の課題

① 地域との交流と事業周知

関係機関に向けた営業の他に、広報紙、ホームページ等を利用した事業の周知活動の機会を増やす。さらに、地域に向けた地域住民も参加が可能な施設行事を企画し、地域の関係機関や地域の住民に一般通所事業、認知症対応型事業の認知度を高め、より良い関係作りと集客に取り組む。

② 収支状況の改善

職員がそれぞれの職責において、新規利用者の獲得のための営業活動を実施する。会議や研修を通じて諸経費について理解を深める機会を作り、職員一人一人が収支状況を把握し、収支状況の改善に関わる体制作りを行なう。

③ 日常生活への支援

日々の健康観察や、定期的な身体測定を実施し、利用者の健康状態を把握する。日常的なケアや食事、活動プログラム等の支援を通じて利用者の社会的孤立感の解消、身体機能の維持に努め、健康増進に寄与し、在宅生活への意欲を高める援助を行う。

5 細工町高齢者在宅サービスセンター

(1) 基本方針

「わくわく、いきいき細工町」をモットーに、いつも出かけるのが待ち遠しいデイサービス

を目指し、利用者がプログラムや行事に参加して、楽しい時間を過ごしながら孤独感の解消、心身機能の維持向上を図り、慣れ親しんだ地域で自立した生活を送れるよう支援する。

また、家族に安心して送り出してもらえるよう、信頼関係の構築に努める。

(2) 今年度の課題

① 機能訓練の充実

心身機能を改善し、意欲的な生活を送って頂けるように理学療法士による身体機能および生活機能の向上を目的としたプログラムの充実を図る。

② 積極的な利用者の受入れ

各職種の役割と専門性を明確にし、居宅介護支援事業所や主治医との協力、連携を密にし、よりサービスを必要とされる利用者の受入れを行う。

③ サービスの向上

各職種間の情報共有を図るとともに、お客様意識の向上、接遇面の充実を図るため、職員一人ひとりが専門職員としての知識や技術の向上に努める。

III 事業実施計画

1 事業実施日及び実施時間

(1) 事業実施日

月曜日～土曜日

ただし、12月30日～1月3日は休業とする。

(2) サービス提供時間

① 北新宿高齢者在宅サービスセンター 午前8時45分～午後5時30分

② 若葉高齢者在宅サービスセンター 午前9時00分～午後5時30分

③ 中落合高齢者在宅サービスセンター 午前8時45分～午後5時30分

④ 百人町高齢者在宅サービスセンター 午前8時45分～午後5時30分

⑤ 細工町高齢者在宅サービスセンター 午前8時45分～午後5時30分

2 事業規模（利用定員）

(1) 北新宿高齢者在宅サービスセンター

① 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

定員 40名

今年度の目標利用者数 一般通所介護事業：1日平均 26名

介護予防・日常生活支援総合事業：1日平均 2名

② 認知症対応型通所介護事業

定員 12名 今年度の目標利用者数 1日平均 7名

上記の平均利用者数を目標に 124,805千円の介護保険事業収入を目指す。

(2) 若葉高齢者在宅サービスセンター

- ① 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

定員 40名

今年度の目標利用者数 一般通所介護事業：1日平均 30名

介護予防・日常生活支援総合事業：1日平均 1名

- ② 認知症対応型通所介護事業

定員 11名 今年度の目標利用者数 1日平均 5名

上記の平均利用者数を目標に 128,390 千円の介護保険事業収入を目指す。

(3) 中落合高齢者在宅サービスセンター

- ① 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

定員 30名

今年度の目標利用者数 一般通所介護事業：1日平均 21名

介護予防・日常生活支援総合事業：1日平均 3名

上記の平均利用者数を目標に 78,976 千円の介護保険事業収入を目指す。

- ② 介護予防教室

定員 7名（火）

(4) 百人町高齢者在宅サービスセンター

- ① 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

定員 40名

今年度の目標利用者数 一般通所介護事業：1日平均 34名

介護予防・日常生活支援総合事業：1日平均 3名

- ② 認知症対応型通所介護事業

定員 12名 今年度の目標利用者数 1日平均 6名

上記の平均利用者数を目標に 151,385 千円の介護保険事業収入を目指す。

(5) 細工町高齢者在宅サービスセンター

- ① 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

定員 35名

今年度の目標利用者数 一般通所介護事業：1日平均 23.5名

介護予防・日常生活支援総合事業：1日平均 0.5名

上記の平均利用者数を目標に 76,665 千円の介護保険事業収入を目指す。

- ② 介護予防教室

定員 7名×2コース（月・木）

3 事業の内容

(1) 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

- ① 在宅介護に関する相談・助言

施設利用の相談・受付窓口となる生活相談員を配置し、在宅生活・介護等の相談を行うとともに、関係機関との連携を図り、利用者の在宅生活を支援していく。

② アクティビティ（趣味・いきがい活動）

利用者の状態に合わせて参加できるゲーム・カレンダー作り等集団的に行うレクリエーションプログラム・脳トレーニング等の提供、及び外部の講師を招いての書道、和紙工芸、音楽療法等のプログラムを提供するなど、種類豊富で飽きのこないサービス提供に努める。

③ 機能訓練（リハビリ）

ラジオ体操や職員のもとで行う体操のほか、看護師、理学療法士等による個別機能訓練を行うことで、利用者の身体機能の維持・向上を図る。

④ 送迎サービス

利用者の身体状況に合わせ安全に来所・帰宅していただけるよう、送迎車両を運行する。

⑤ 食事サービス

季節感があり栄養面にも配慮した食事を提供する。また、刻み食、代替食など利用者の摂食状況に応じた個別対応を行う。このほか、行事や誕生会の際は特別食を提供する。

⑥ 入浴サービス

身体状況に合わせた入浴サービスの提供を行い、プライバシーの保護にも配慮する。

⑦ 健康管理

看護師を配置し、健康管理や健康に関する相談を行う。

(2) 認知症対応型通所介護事業（北新宿・若葉・百人町）

プログラム提供やコミュニケーションを取ることで利用者の精神的・身体的な能力の機能維持・向上を図り、その人らしく過ごせるように支援していく。地域との交流も大切にしながら、自宅に閉じこもらず社会交流をする場としての役割を果たしていく。

(3) 新宿区介護予防教室事業（受託事業）（中落合・細工町）

区内在住で65歳以上の高齢者を対象とした介護予防教室「シニアスポーツチャレンジ教室」を新宿区より受託し、腰痛予防・膝痛予防・バランス機能向上プログラム等、介護予防の支援となる筋力バランストレーニングを実施する。

(4) 年間行事計画

① 北新宿高齢者在宅サービスセンター

4月	お花見ドライブ	11月	紅葉ドライブ・音楽会
7月	納涼祭	12月	忘年会
9月	敬老会	1月	新年会
10月	運動会	2月	節分会

毎月、誕生月者の誕生会を実施。

②若葉高齢者在宅サービスセンター

4月	お花見ドライブ	8月	納涼祭	1月	新年会
5月	運動会	9月	敬老会	2月	節分会
6月	共同制作	11月	遠足	3月	ひな祭り
7月	共同制作	12月	忘年会		

毎月、誕生月者の誕生会を実施。

③中落合高齢者在宅サービスセンター

7月	納涼祭	12月	忘年会
8月	ミニコンサート	1月	新年会
9月	敬老会	2月	節分会

毎月、誕生月者の誕生会を実施。

④百人町高齢者在宅サービスセンター

4月	お花見	11月	バスハイク
5月	運動会	12月	忘年会
7月	納涼祭	1月	新年会
9月	敬老会	2月	節分会
10月	バスハイク	3月	ひな祭り

毎月、誕生月者の誕生会を実施。さらに季節に合わせた行事を隨時行う。

⑤細工町高齢者在宅サービスセンター

4月	お花見ドライブ	9月	敬老会	1月	新年会
6月	運動会	11月	紅葉ドライブ	2月	節分会
7月	納涼祭	12月	望年会	3月	茶話会

毎月、誕生月者の誕生会を実施。5月、8月、10月に季節に合わせた喫茶を開催。

※新型コロナの感染状況により、プログラムや行事等については変更の可能性がある。

IV 施設の管理・運営

1 苦情処理

利用者、家族からの苦情について、いつでも受付し対応できるよう苦情受付担当者と苦情解決責任者を設置する。利用者の権利を擁護し、公平な判断により解決が出来るよう、第三者委員の周知を図る。

また、利用者アンケートの実施等により利用者、家族からの要望、苦情を受け付け、迅速に対応する。

2 安全管理

事故やヒヤリハットの検証を行い、発生する頻度の高い時間帯や場所を確認し再発防止に努める。

また、利用者が安全、快適に利用できるよう、設備や器具・備品の点検、整理整頓により環境整備に努める。

3 防災計画・防災訓練

消防計画に基づいた消火訓練、避難訓練、通報訓練について、法で定められた必要な回数を実施する。

また、災害に備え、備蓄品等の管理を行う。

4 情報公開・個人情報保護

施設だより、ブログにより施設の活動内容等を家族、ケアマネージャー、関係機関に周知し、情報公開に努める。

また、個人情報保護規程や関係法令を遵守し、利用者の個人情報保護、プライバシーに配慮する。

5 職員研修

職員の資質と技能の向上を図るため、職場内研修の実施や法人内研修に参加するとともに、職場外研修についても、計画的かつ積極的に参加する。

6 実習生の受け入れ

大学における教員課程受講者の介護体験実習、看護学校の看護師実習、社会福祉士・介護福祉士・ヘルパー資格取得に必要な現場実習等を積極的に受け入れ、福祉人材の育成を行う。

7 ボランティアの参加・協力

新宿区社会福祉協議会からの紹介によるボランティア、イベント開催時における演芸や音楽関係のボランティア、夏休み期間の学生体験ボランティア等を積極的に受け入れる。

8 地域との交流

地域の保育園園児との交流会、中学生の職場体験等により、地域との交流に努める。

9 会議及び委員会運営

各センターにおいて実施する主な会議は下記のとおりである。

(1) 職員会議

前月の運営状況報告、行事やプログラムの検討、施設長会や各連絡会からの報告、研修報告を行う。

また、施設運営について検討、協議決定する。

(2) 担当会議

送迎、入浴、食事、排泄やアクティビティー等の各担当が、ミーティング等で上がった問題を隨時協議し、結果を職員会議等において報告する。

(3) ケース会議

利用者のアセスメントを行い、状態把握と情報共有を図り、効果的な通所介護計画の作成につなげる。

(4) 事故防止委員会

事故報告書やヒヤリハットのデータ分析を定期的に行い、事故の再発防止に取り組む。

(5) 衛生委員会

感染症対策や衛生管理及び職場内の環境整備について協議する。

(6) 防災委員会

防災訓練、備蓄品、防災マニュアル等について協議する。

(7) 食事連絡会

調理委託業者責任者を加え、食事サービスの質の向上を図る。

居宅介護支援事業所事業計画

1 基本方針

在宅生活での支援が必要となった利用者を、本人の意思を尊重しつつ可能な限り自立した生活が継続できるよう、家族・地域・関係機関と連携をとり、介護保険サービス及びその他の各種サービスを活用し、支援を行う。

2 今年度の目標

(1) 特定事業所加算の算定等による経営の安定化

- ① 5名体制にてケアプラン数の月平均150件を目指す。
- ②特定事業所加算算定に必要な人員体制を維持する。
- ③新宿区より介護認定調査を受託する。
- ④上記の平均利用者数を目標に29,808千円の介護保険事業収入を目指す。

(2) 研修等の活用による介護支援専門員としての資質、専門性の向上

内部研修、法人研修、民間の研修機関等が主催する外部への研修に参加し必要な知識や技術のスキルアップを目指し人材の育成を図る。

(3) 地域の関係機関との連携

地域の居宅介護支援事業者と共に事例検討会を開催する他、高齢者総合相談センターが開催する地域ケア会議、新宿区とケアマネジャー世話人会が主催するケアマネット新宿等に参加し人事交流、情報交換を行い地域との連携を高める。

(4) 主任介護支援専門員の育成による事業の安定化

主任介護支援専門員の受講要件を満たす職員については研修参加の機会を作り、主任介護支援専門員育成を図る。

3 実施体制

(1) 実施事業所

- ① 百人町高齢者在宅サービスセンター居宅介護支援事業所

(2) 利用時間及び休業日

- ① 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 休業日 日曜日 年末年始（12月29日～1月3日）

なお、携帯電話等により 24 時間連絡が可能な体制をとる。

(3) 職員配置

- ① 新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンター
 - 管理者（主任介護支援専門員） 1名
 - 介護支援専門員（主任介護支援専門員を含む） 4名

4 管理運営

(1) 職員研修

職員の専門性を高める為に年間を通じて研修目標を設定する。

- ① 法人研修（事業団主催の研修に参加）
- ② 外部研修（民間の研修期間等の主催する研修に参加）
- ③ 内部研修（個別ケアの事例検討等）

(2) 情報管理

個人情報保護の取扱いに関する規程に基づき、個人情報は適切に取り扱い、情報管理を徹底する。

(3) 災害時（自然災害・感染症）の事業継続

自然災害・感染症発生時の初動体制の確認や防災用具の備蓄など、速やかに事業を継続できる体制を整える。

(4) 実習生受け入れ

介護支援専門員実務研修の科目である「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」について実習の受け入れ先として協力体制を確保する。

(5) ハラスメント対策

ハラスメント対策委員会により組織としてハラスメント防止対策を図る。

新宿区高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）事業計画

1 基本方針

「新宿区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて、介護サービスはもとより、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア活動、地域の支え合いなど、多様な社会資源が連携してネットワークを構築することにより、地域包括ケアシステムを推進する。

「地域包括ケア」を担うコーディネート機関として、地域のニーズを細やかに把握し、地域にある様々な課題へ対応できるよう職員の育成に取り組む。

また、地域に根ざした地域共生社会の実現に向けて、法人内の他部門との情報共有や関係機関とのネットワーク構築に努める。

2 運営体制

(1) 受託する高齢者総合相談センター（担当地域）

① 柏木高齢者総合相談センター（柏木特別出張所管轄地域）

新宿区北新宿3丁目27番6号 北新宿特別養護老人ホームかしわ苑内

② 角筈高齢者総合相談センター（角筈特別出張所管轄地域）

新宿区西新宿4丁目8番35号 西新宿シニア活動館3階

③ 四谷高齢者総合相談センター（四谷特別出張所管轄地域）

新宿区四谷三栄町10番16号 四谷保健センター等複合施設4階

(2) 利用時間及び休業日

① 窓口開設時間 午前9時から午後5時30分まで

② 休業日 日曜日 年末年始（12月29日～1月3日）

③ 時間外においても特に緊急を要する場合に備えて、携帯電話等により連絡が可能な体制をとる。

(3) 職員配置

① 柏木高齢者総合相談センター

所長（管理者） 1名

副所長（副管理者） 1名

委託業務及び指定介護予防支援事業従事者 6名

事務担当職員 1名

② 角筈高齢者総合相談センター

所長（管理者） 1名

副所長（副管理者） 1名

委託業務及び指定介護予防支援事業従事者	3名
事務担当職員	1名

③ 四谷高齢者総合相談センター

所長（管理者）	1名
副所長（副管理者）	1名
委託業務及び指定介護予防支援事業従事者	9名
事務担当職員	1名

3 事業内容

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、緊急レベルに応じて適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。継続的な支援が必要と判断したケースについては自宅や病院等への訪問（アウトリーチ）による面接を積極的に行い情報収集に努める。地域から孤立している高齢者や重層的な課題を抱えている世帯の発見に努め、早期対応を行う。安否確認の通報や行方不明・身元不明者について相談が入った場合は、速やかに区ともに対応する。

② 権利擁護業務

「新宿区高齢者虐待対応実務マニュアル」に基づき、虐待への標準化した対応を行っていく。また、新宿区成年後見センター、新宿区消費生活センター、日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、法的な視点を踏まえた対応力の向上を図る。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

複合的な課題を抱えている高齢者に対して、本人や家族が必要なときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるよう包括的・継続的ケアマネジメントを提供する。介護支援専門員の実践力向上のための支援や介護支援専門員と関係機関との連携体制の構築に努める。

④ 地域ネットワークの構築

センターの日々の活動を通して地域の社会資源やニーズの把握に努め、個別支援に活用するとともに、関係機関との情報交換や情報共有の機会を設け、連携を強化する。

⑤ 地域ケア会議の開催

多職種協働による個別課題の解決、介護支援専門員の自立支援に向けたケアマネジメント力の向上、ネットワーク構築及び個別ケース課題の積み上げによ

る地域課題発見のため地域ケア会議（個別型地域ケア会議、日常生活圏域型地域ケア会議）を開催する。

⑥ 認知症高齢者の相談支援体制の推進

認知症になつても地域で安心して暮らし続けられるよう認知症への理解を深めるための普及啓発を行う。認知症の早期発見・早期対応のため各センターに設置された「認知症初期集中支援チーム」による訪問活動やもの忘れ相談等の専門相談の活用、認知症サポート医とも連携して認知症に係るコーディネート機能の向上を図る。また地域の担い手となる認知症サポーターの養成を行いつつ、認知症高齢者やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症サポーターの更なる活動を推進する仕組み「チームオレンジ」を進めていく。

⑦ 医療と介護の連携

医療依存度の高い高齢者が、医療機関から退院する場合や生活機能が低下した場合に適切な支援を行うため、病院や関係機関との連携を強化する。区が主催する在宅医療と介護の交流会に参加協力する。

⑧ 生活支援体制整備事業

第2層コーディネーターとして社協が担う第1層コーディネーターと協力し圏域内のニーズとサービス提供主体の活動とのマッチングを行う。地域ケア会議等を活用し把握した地域資源・ニーズの整理や住民主体の地域支え合い活動についての普及啓発を行うとともに、西・中央・東の3圏域ごとに調整部会を開催し、年2回の新宿区生活支援体制整備協議会に参加する。

「新宿区医療・介護・通いの場情報検索サイトさがせーる」等を活用し、地域にある社会資源の情報を的確に収集・発信し、効果的・効率的に総合相談支援業務を実施する。

(2) 指定介護予防支援事業

要支援1、2の認定を受け、サービスを必要とする対象者に、要支援状態にあってもその悪化を出来る限り防ぐことを目的として介護予防給付サービスを提供する。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

新宿区介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防事業）を実施する。実施にあたっては、介護予防の視点から利用者本人が主体的に必要なサービスを利用して目標達成に取り組んでいくように支援する。

(4) 一般介護予防事業

閉じこもり等の何らかの支援を必要とする高齢者に対して、一般介護予防事

業の紹介等適切な支援を行う。また「健康づくり・介護予防出前講座」「新宿いきいき体操」「体力測定事業」などの普及啓発や「地域リハビリテーション活動支援事業」の活用により日常生活の自立に向けた支援を行う。

令和5年度より、地域高齢者の健康寿命の延伸に向けた取り組み『新宿区高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業』が開始され、「医療専門職チーム」によるフレイルハイリスク者への個別支援（低栄養改善プログラム）や地域の通いの場等での普及啓発を行っていく。

(5) 区施策の推進

① 各種サービス申請受付等業務

要介護・要支援認定の申請、介護保険サービス以外の高齢者保健福祉サービスの申請、特別養護老人ホーム・都市型軽費老人ホーム入所申込の受付業務と緊急通報サービス利用のための事前訪問調査を実施する。

② 見守り関連事業

民生委員や情報誌（ぬくもり便り）配布員から対象者に関する相談があった場合は引き継いで安否確認や相談対応を行う。地域の見守り活動関係者との意見交換の場として「高齢者見守り支え合い連絡会」を開催し、見守りネットワークを強化していく。年2回情報誌配布事業の不明者調査、3年に1回75歳以上高齢者安否確認調査を行う。

③ 家族介護者等支援事業（介護者等への支援）

介護に関する知識や技術の習得を目的とした「家族介護者講座」を開催する。介護者同士の自主的な交流を図る「自主運営家族会」への運営支援を行う。家族介護者等の介護離職防止に向けた相談支援を行う。

4 管理運営

(1) 職員研修

職員の専門性を高めることを目的に以下の研修に積極的に参加する

- ① 区が主催する従事者研修（各職種別の研修）
- ② 東京都地域包括支援センター従事者研修（初任者・現任者研修、権利擁護研修）
- ③ 法人研修（事業団主催の研修）
- ④ 外部研修（東京都社会福祉協議会や全国地域包括・在宅介護支援センター協議会等の研修）
- ⑤ 施設内研修（支援技術や専門知識習得のため講師を招いての研修を企画する）

(2) 会議・業務連絡会等

- ① 管理者会
 - ② 認知症支援推進員連絡会（キャラバンメイト連絡会）
 - ③ 社会福祉士連絡会
 - ④ 主任介護支援専門員連絡会
 - ⑤ 医療連携担当者連絡会
 - ⑥ 介護予防担当者連絡会
 - ⑦ 新宿区生活支援体制整備協議会・調整部会
 - ⑧ 職員会議
 - ⑨ 高齢者見守り支え合い連絡会
 - ⑩ 新宿区社会福祉協議会との連絡会
 - ⑪ 新宿区ケアマネジャー連絡会（ケアマネット新宿）
 - ⑫ 新宿区主任ケアマネジャー連絡会
 - ⑬ 新宿区介護サービス事業者協議会
 - ⑭ 地区民生委員児童委員協議会定例会
 - ⑮ 新宿区社会福祉協議会見守り協力員連絡会
 - ⑯ 新宿区社会福祉協議会社協部会
 - ⑰ 新宿区認知症高齢者保健医療福祉ネットワーク会議
 - ⑱ 新宿区高齢者保健福祉推進協議会・作業部会
 - ⑲ 新宿区歯科医療ネットワーク連絡会
 - ⑳ 新宿区高齢者の権利擁護ネットワーク協議会
 - ㉑ 新宿区地域看護業務連絡会
 - ㉒ 新宿区医療と介護の交流会
 - ㉓ 地域密着型サービス運営推進会議
 - ㉔ 認知症疾患医療センター連携協議会
 - ㉕ 認知症初期集中支援チーム員会議
 - ㉖ 地域ケア会議（個別型・日常生活圏域型）
 - ㉗ 新宿区社会福祉協議会運営委員会
 - ㉘ 新宿区消費生活地域協議会
 - ㉙ 新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会
 - ㉚ 新宿区保健医療体制整備協議会
 - ㉛ JCHO 新宿地域協議会
 - ㉜ 新宿区保健医療体制整備協議会在宅療養部会
 - ㉝ 新宿区摂食嚥下機能支援検討会
- その他、地域ネットワーク構築のため開催される会議等

(3) 公正・中立な運営

センターが行う業務について、公益機関として公正・中立に行われているか日々検証を行う。

(4) 個人情報保護

個人情報保護の取扱いに関する規程に基づき、個人情報は適切に取り扱い情報管理を徹底する。

(5) 災害時（自然災害・感染症）の事業継続

自然災害・感染症発生時の初動体制の確認や防災用具の備蓄など、速やかに事業を継続できる体制を整える。

(6) 実習生受け入れ

区から依頼を受けた場合には福祉系・医学系その他学生の実習を受け入れる。

新宿区立高田馬場地域交流館 事業計画

1 基本方針

高田馬場地域交流館では、地域の高齢者の交流や仲間づくりを支援し、いきいきと過ごして頂く為に、安心・安全な施設づくりに取り組む。

また、介護予防の拠点として地域の関係機関と連携し、高齢者の健康づくりに役立つ地域交流館を目指す。

2 令和5年度の目標

(1) 館行事の参加利用者数年間 3,600 名を目指す。

大小あわせて約 40 種類のイベントを開催し、月 300 名、年間の参加者延べ人数 3,600 名を目指す。

(2) 地域共生社会を担う交流館として、館運営を行う。

① 各専門機関との連携を図る。

② 利用者が気軽に地域活動や団体活動に加われるような取り組みを行う。

③ 世代や分野を超えたつながりになるような活動を行う。

(3) 「新宿区高齢者保健福祉計画」（第8期介護保険事業計画）の重点施策に沿う館運営を実施する。

① 介護予防・フレイル予防の推進

② 通いの場としての役割を強化

3 新たに取り組む事業

(1) 環境学習につながるイベントの開催

環境学習やエコ活動につながる出前授業としてのイベントを行う。

(年1回 10名)

(2) 音楽とふれあうイベントの開催

音楽を専門とする講師やミュージシャンを招き、楽しい時間を過ごしてもらう。

(年1回 20名)

(3) 諸芸ワークショップ

踊りのワークショップを行う。

(年1回 15名)

(4) 高田馬場第二児童館との合同陶芸教室

児童館利用者と合同での陶芸教室を開催する。

(年1回 20名)

4 事業実施計画

(1) 開館日等

- ① 開館日 年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
- ② 開館時間 個人利用：午前9時～18時
団体利用：午前：9時～12時
午後：13時～17時
夜間：18時～22時
- ③ 風呂利用 日曜日を除く全開館日 12～15時
男性利用日→月・水・金曜日 女性利用日→火・木・土曜日
介助入浴→15時以降 要予約

(2) 事業内容

地域における高齢者福祉を推進するために行われる区民相互の交流

① 多世代交流事業の実施

- ・保育園園児との交流事業「うたの音楽会」（年1回 計20名）
- ・児童館との交流事業「こども縁日」への参加協力
- ・多文化多世代交流会
「七夕」「むかし遊び」（1回25名×年2回 計50名）

② 介護予防に資する活動の推進

I 【館行事～運動系～】

- ・ストレッチヨガ教室 （1回15名×年48回 計720名）
- ・太極拳教室 （1回12名×年24回 計288名）
- ・はつらつ元気体操 （1回10名×年24回 計240名）

II 【館行事～文化活動～】

- ・囲碁教室 （1回6名×48回 計288名）
- ・うたの音楽会 （1回8名×年12回 計96名）
- ・映画観賞会 （1回4名×年12回 計48名）
- ・折り紙ひろば （1回15名×年24回 計360名）
- ・カラオケ開放 （1回5名×年12回 計60名）
- ・季節の塗り絵 （1回8名×年12回 計72名）
- ・健康ウォーキング （1回10名×年1回 計10名）
- ・健康麻雀初級 （1回8名×年12回 計96名）
- ・健康麻雀中級 （1回6名×年12回 計72名）
- ・手工芸 （1回5名×年8回 計40名）
- ・陶芸教室 （1回5名×年6回 計30名）
- ・陶芸のすすめ （1回25名×年2回 計50名）
- ・白磁器クラフト （1回8名×年2回 計16名）

・馬場演芸寄席 (1回30名×年3回 計120名)

III 【館行事～趣味の部屋～】

・演芸よりごのみ	(1回6名×年12回	計72名)
・カリンバひろば	(1回6名×年12回	計72名)
・碁石であそぼう	(1回2名×年12回	計24名)
・新宿区探訪会議	(1回5名×年12回	計60名)
・スマホの部屋	(1回2名×年36回	計72名)
・ダンス・ダンス・ダンス	(1回10名×年12回	計120名)
・日本文化と花	(1回6名×年12回	計72名)
・日本名城紀行	(1回7名×年12回	計84名)
・脳トレレクリエーション	(1回3名×年12回	計36名)
・ペン習字	(1回7名×年12回	計84名)

③ ささえ合い活動への支援

- ・新宿いきいき体操 (1回25名×年50回：計1250名)
毎週木曜日 午前9時半・10時半の2交代制 (定員20名×2) 要予約制
内容：地域の体操教室として周知されている。当館としては、入館チェックや
予約の受付、名簿の管理、会場の人員整理や消毒等を隨時行う。
- ・いきいき100トレ体操 (毎週水曜日午後開催1回12名×年50回 計600名)
開催サポーター支援：大広間の優先的貸し出し 事業内容の告知
- ・交流サロン (1回5名×年10回 計50名)
ボランティア支援：茶室及び茶道具の貸し出し 事業内容の告知
受付方法を事前予約制に変更し、実施する。

④ 自主事業運営委員会への支援

- ・自主事業運営委員会役員は、登録団体役員で構成
- ・演芸大会・カラオケの集い・輪投げ大会（各1回）への開催協力
- ・当館の役割：打ち合わせ、プログラムやポスターの作成、当日の進行と後片付け
- ・会計管理、総会での会計報告

⑤ 登録団体の活動の支援

- ・団体活動の困りごとの相談
- ・高齢化などの諸事情により、活動を縮小する団体への支援
- ・会員募集希望の団体に関しては、会員募集の張り紙の作成・掲示、館だよりカレンダーに記載
- ・見学希望者があった際のグループへの紹介

⑥ 地域活動への協力

- ・町会主催の多世代多文化交流の支援
- ・社会活動やボランティアへの参加希望者に対しての情報提供
- ・戸塚社協部会、戸塚高齢者総合相談センター等地域の関係機関における、地域活動への参加協力

⑦ 新宿区推進事業の積極的参加

環境マネジメント活動、まちなか避暑地、新宿打ち水大作戦、美化清掃活動、みどりのカーテンプロジェクトへの参加

⑧ 新宿区シニアバランストレーニングへの協力

毎週金曜日午前中の大広間の確保と開催に必要な物品を館で保管する。
(1回 10名×年36回 計360名)

⑨ 戸塚地区高齢者クラブ連合会開催事業

戸塚地区で行われる福祉大会・輪投げ大会への協力、部屋の確保、ポスターやプログラム作成、当日の進行運営等

⑩ マッサージ事業への協力

毎月火曜に行われるマッサージ事業を行う部屋の確保と、受付業務を行う。
(年18回)

5 施設の管理・運営

(1) 利用者意見、要望、苦情等の処理

利用者が意見、要望、苦情等を表明しやすい環境づくりを進める。

- ・職員による日常の聞き取り
- ・ご意見箱の設置
- ・アンケート調査の実施（年1回）
- ・利用者懇談会→年1回（11月）の開催

(2) 個人情報保護の取り組み

管理に関する基本協定及び当法人の個人情報保護規程、個人情報保護に関する方針、その他関係法律・法令を遵守する。個人情報取扱い者は、マニュアルに従い、利用者の個人情報保護に取り組む。

(3) 安全管理

施設内の設備、備品等については、日々の巡回による目視点検により、利用者が安心して過ごせるよう、環境整備に努める。事故が発生した場合は速やかに関係機関に報告し、対応する。

(4) 防災訓練

併設施設と協力し、避難訓練及び初期消火訓練を年2回(9月と3月)実施する。
防災訓練を行う中で、避難経路、消防機器の理解を利用者、職員共に高めていく。
館独自の訓練として、消化設備の点検と使い方を全職員に徹底する事。避難経路
を利用者と確認する。(年2回)

(5) 職員研修

個人情報の保護、感染症対策等の法人内研修等に積極的に参加する。又、職場内
研修を実施し、法人主催以外のものでも高齢者の理解に繋がる研修へ参加する。

- ・高齢者理解のための研修 (年6回)
- ・社会福祉関係の研修 (年2回)
- ・感染症対策研修 (年2回)
- ・認知症ケア研修 (年2回)
- ・施設保全管理研修 (年1回)
- ・個人情報保護研修 (年1回)
- ・労務管理研修 (年1回)
- ・AED講習 (年1回)

(6) 館内清掃・衛生管理

職員による施設内日常清掃、浴室浴槽水質管理を徹底し、快適安全な空間を維持
する。又、専門的な定期清掃、エアコン管理、高所の窓清掃、防虫駆除などは外部
委託する。

中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペース事業計画

1 基本方針

「ささえーる 中落合」は、新宿区地域支え合い支援事業等の委託事業者として「高齢者の自立を支援し、世代に関わらず一人ひとりが役割を持ち、互いに助け合い支え合う活動」を支援推進する。

2 重点目標

- (1) 地域支え合い活動の担い手育成・養成支援事業
地域活動の担い手育成・養成等を目的とした講座の実施

令和5年度実施講座

- ① シニア絵本読み聞かせ講座（東京都健康長寿医療センター研究所委託）
囲碁による多世代交流支援講座（東京都健康長寿医療センター研究所委託）
- ② 染の小道担い手養成講座
- ③ ガーデニングサポート実践講座
- ④ 多世代交流支援親子向け交流講座・防災講座
- ⑤ 学校・企業等による社会貢献活動講座
- ⑥ 傾聴ライター講座
- ⑦ 区民ボランティア活躍講座
- ⑧ 私が企画する講座

- (2) 介護予防に資する事業

- ① フレイル予防料理超初心者講座、おひとりさま向けバランスごはん
- ② からだ元気体操講座

- (3) いきがいづくり支援事業

地域ささえあい事業に繋がる講座から、11グループが社会貢献活動を継続している。修了後もフォローアップを行い手厚く支援する。

3 今年度の目標

- (1) 高齢者等支援団体へ効果的な支援

- ① 会員が満足して社会貢献活動出きるよう、関係各団体及び町会などへの働きかけを積極的に行う。
- ② 月1回活動者支援連絡会に参加。区・薬王寺地域ささえあい館・シニア活動館と情報を共有する。
- ③ 年1回地域懇談会を主催。区、関係各団体・町会・児童施設などと意見交換し連携を深める。

- (2) 個人休憩スペースの充実

- ① 「地域の憩いの場」として有効活用する。

安心安全な利用を目指し、利用方法の周知や備品設置の清掃・消毒に努める。

- ② ノート型パソコン4台、囲碁・将棋を設置する。
- ③ 「まちなか避暑地」の開設 6月～9月末までの間、どなたでも利用できるよう水分補給や環境に配慮する。

4 事業実施計画

(1) 利用日時等

- ① 日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
- ② 利用時間 個人利用：午前 9:00～18:00
団体利用：午前 9:30～11:30
午後① 13:00～15:00
午後② 15:30～17:30

※準備・片付けの時間を含む。

(2) 個人利用できる方

- ① 高齢者等の支援を目的とする方
- ② 区内在住60歳以上の方

(3) 利用できる団体

- ① 高齢者等支援団体 区内在住・在勤・在学者が5名以上在籍し、高齢者等の支援を目的とする「地域支え合い活動」を行う団体
- ② 活動登録団体 構成員が5名以上在籍し、区内在住の60歳以上が半数以上の団体

5 施設の管理・運営

(1) 個人情報保護の取組み

管理に関する基本協定及び当法人の個人情報保護規程、個人情報保護に関する方針、その他関係法律・法令を遵守する。個人情報取扱者は、マニュアルに従い、利用者の個人情報保護に取り組む。

(2) 安全管理

施設内の設備、備品等については、日々の巡回による目視点検により、利用者が安心して過ごせるよう、環境整備に努める。事故が発生した場合は速やかに関係機関に報告し、対応する。

(3) 防災訓練

併設施設と協力し、避難訓練及び初期消火訓練を実施する。防災訓練を行う中で、避難経路、消防機器の理解を利用者、職員共に高めていく。

(4) 館内清掃・衛生管理

職員による施設内日常清掃を徹底し、快適安全な空間を維持する。また、専門的な定期清掃、エアコン管理、高所の窓清掃、防虫駆除などは外部に委託する。